



労基署便り 令和4年度 No.1

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～3月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	9	15	6	100	95	-5
食料品製造業	2	6	4	41	45	4
機械金属製造業	2	6	4	23	24	1
建設業 計	6	6	-	54 (1)	58 (1)	4
土木工事業	4	5	1	25 (1)	17	-8
建築工事業	2	1	-1	24	28 (1)	4
その他の建設	0	0	-	5	13	8
運輸交通業 計	4	3	-1	132	88 (1)	-44
陸上貨物運送業	5	3	-2	119	74	-45
商業	6	12	6	111 (1)	120	9
社会福祉施設	1	0	-1	53	90	37
全産業	42	51	9	620 (2)	688 (3)	68

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数（人）。

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

令和4年度雇用保険料率のご案内

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。

- ・令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変わります。
- ・令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。

年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

一般の事業（労働者負担）3/1,000（事業主負担）6.5/1,000

農林水産*・清酒製造の事業（労働者負担）4/1,000（事業主負担）7.5/1,000

建設の事業（労働者負担）4/1,000（事業主負担）8.5/1,000

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

一般の事業（労働者負担）5/1,000（事業主負担）8.5/1,000

農林水産*・清酒製造の事業（労働者負担）6/1,000（事業主負担）9.5/1,000

建設の事業（労働者負担）6/1,000（事業主負担）10.5/1,000

*園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【宮城労働局ホームページ】

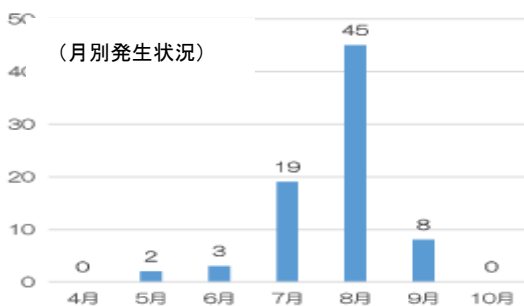
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001134870.pdf>

STOP!熱中症 令和4年度クールワークキャンペーンが始まりました。

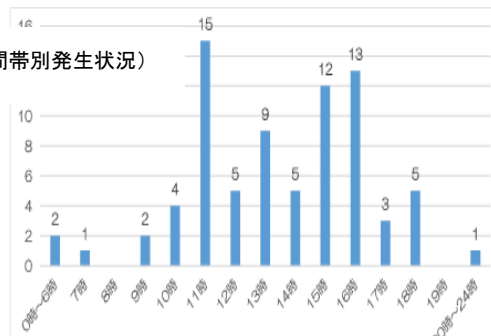
職場における熱中症により、全国では毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。過去5年間においては、宮城県内でも5月から熱中症による労働災害が発生しています。

本年も5月から9月までを「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」期間として、職場における熱中症予防対策に取り組んでまいりますので、WBGT値の把握とこれに応じた適切な作業環境管理及び作業管理、健康管理、緊急時の対応体制の整備等をお願いします。

(宮城県内の熱中症による労働災害発生状況 平成29年～令和3年)



(時間帯別発生状況)



●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



実施事項

- ◇WBGT 値の把握
- ◇WBGT 値を下げるための設備、休憩場所の設置
- ◇作業時間の短縮◇暑熱順化
- ◇水分・塩分の摂取
- ◇プレクーリング
- ◇健康診断結果に基づく措置◇日常の健康管理
- ◇作業中の作業者の健康状態の確認

【宮城労働局ホームページ】 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/2022netyusyou.html>

労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の労災保険及び労働者死傷病報告等の手続について

労災保険給付について

職場で働く労働者が、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。実際に労災保険給付の対象となるかどうかは、当該給付に係る請求を受け付けた所轄労働基準監督署の調査を経て決定されます。

ご不明な点は、当署労災補償課にご相談ください。

労働者死傷病報告の提出について

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、通常の労働災害と同様に事業場の所在地を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告の提出が必要となります。

【宮城労働局ホームページ】 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/227.html>

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。